

和歌山大学大学院外国人学生の入学に関する規程

制 定 昭和43年 2月26日

最終改正 令和 2年 3月10日

- 第1条 この規程は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）第89条第2項の規定に基づき、和歌山大学大学院外国人学生の入学に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 外国人学生は、定員外とすることができる。
- 第3条 外国人学生として入学を志願することのできる者は、修学に必要な日本語の学力を有し、学則第58条及び第59条の各号の一に該当する者とする。
- 第4条 前条による志願者は、所定の入学願書のほかに次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 最終出身学校の成績証明書
 - (2) 最終出身学校の卒業証明書
 - (3) 健康診断書
- 第5条 外国人学生の選考は、前条の書類の審査に合格したものにつき筆記又は口頭による試験により、本学の各研究科会議が行う。
- 第6条 外国人学生の入学は、前条に規定する選考に基づき、学長が決定する。
- 附 則
- この規程は、昭和43年2月26日から施行する。
- 附 則（昭和50年4月1日一部改正）
- この改正規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 附 則（平成5年4月9日一部改正）
- この改正規程は、平成5年4月9日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 附 則（平成13年3月21日一部改正）
- この改正規程は、平成13年3月21日から施行し、平成13年1月6日から適用する。
- 附 則（平成13年7月26日一部改正）
- この改正規程は、平成13年7月26日から施行する。
- 附 則（平成14年3月22日一部改正）
- この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第185号）
- この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則（令和2年3月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2221号）
- この改正規程は、令和2年3月10日から施行する。